



# ANTI-CORRUPTION REGULATION SURVEY OF SELECT COUNTRIES 2013

汚職行為防止法に関する調査2013  
～東南アジア編～



## 汚職行為防止法に関する調査 2013 ～東南アジア編～

2013 年度の汚職行為防止法に関する調査（東南アジア編）のご案内.....	i
用語集 .....	iii
インドネシア共和国 .....	1
マレーシア .....	3
ミャンマー連邦共和国 .....	5
フィリピン共和国 .....	8
シンガポール .....	11
タイ王国 .....	15
東ティモール .....	18
ベトナム社会主義共和国 .....	20
ジョーンズ・デイ 各国の事務所 .....	23

## 2013 年度の汚職行為防止法に関する調査 (東南アジア編)のご案内

本調査は、東南アジア地域における、ジョーンズ・デイの 2013 年度版汚職行為防止法に関する調査です。本年度版においても、前年度版と同じ体裁にしており、以下に説明しております。

多くの国における汚職行為防止法の重要性、及び、その規制に違反し又は当該違反を行っている企業若しくは個人と関係を有することによる潜在的リスクについて、多国籍企業の間で、認識が高まっています。

米国は、汚職行為防止法の執行をより強化し続けており、その中には、米国との関連が限定的な、米国外での事業活動を行っている外国企業に対する執行も含まれています。また、英国は、近年、領域外の行為も対象とする、広範囲にわたる汚職行為防止法を導入しました。規制の内容及び執行状況は国毎に異なっていますが、多くの国において、より多くの規制及びより厳格な執行に向けた明確な動きがみられます。

この調査は、東南アジア地域における、複雑かつ発展中の汚職行為防止法の現状の概要をお伝えすることを目的としています。この調査には、各企業の状況及び必要に応じた様々な利用方法が考えられますが、以下に、いくつかの例を紹介します。

- **デュー・ディリジェンス** この調査は、M&A の対象や合併事業のパートナーの候補に適用される汚職行為防止法の重要な部分について、その概要を把握するために利用できます。
- **ビジネス・パートナーの候補者** この調査は、企業が他国のビジネス・パートナー（例えば、ベンダーや顧客）と新たな関係を構築しようとする場合において、パートナーの現地における事業活動に関連する潜在的リスクの概要を把握するために利用できます。
- **コンプライアンス・プログラムの効果の検討** この調査は、国別、地域別又は全世界的なコンプライアンス・プログラムの策定の要否及び策定方法を検討するために利用できます。コンプライアンス・プログラムの策定を検討するにあたり、企業は、はじめに、特定の行為（例えば、贈答や饗応）が現地の規制に違反するかを理解する必要があります。

この調査は、対象国を地域別にアルファベット順で並べ、国毎に一定の事項について記載しています。そのような事項には、(i) 政府関係者及び外国政府関係者に対する贈賄禁止の有無、(ii) 「政府関係者」の意義、(iii) 政府関係者に対する贈答、饗応、旅費に関する規制の有無及び範囲、(iv) 執行に関する問題、並びに、(v) 近時の発展が、含まれています。

この調査はまた、調査対象としている各国の CPI スコア及びランクを記載しています。CPI とは、トランスペラシティ・インターナショナルにより公表されている、腐敗認識指数 (Corruption Perceptions Index) であり、認識された汚職のレベルに基づき、世界中の各国

についてスコア及びランクを付けているものです。CPIスコアは100（極めて清廉）から0（汚職率が高い）までとされており、2013年には、CPIはこのスコアに基づき、177カ国をランク付けしています。この調査はまた、調査対象としている各国が締約国となっている主要な国際条約も記載しています。これらの条約は、グロッサリーにおいて定義をしています。

この調査は、特定の国の規制の範囲及び概要を把握するための出発点として利用できますが、特定の事実関係に照らした実際の規制に関する検討の代替とはなりません。また、この調査は、特定の事実又は状況についての法的なアドバイスとはなりません。

特定の国の汚職行為防止法に関する問題が発生した場合のため、この調査の最終章に、特定の事実及び状況に基づく情報の提供、あるいは、より適切な場合には、現地の弁護士の紹介を行うことが可能な、ジョーンズ・デイの担当者を記載しています。また、複数の法域にまたがる問題が発生した場合には、ジョーンズ・デイのチーム（場合によっては、現地の関係事務所を含みます）が、包括的かつ焦点を合わせた回答を提供するために、効果的に協働してサービスを提供することが可能です。

外国法事務弁護士  
スティーブン・デコセ  
パートナー  
[sdecosse@jonesday.com](mailto:sdecosse@jonesday.com)

外国法事務弁護士  
イアン・ライト  
アソシエイト  
[iwright@jonesday.com](mailto:iwright@jonesday.com)

ジョーンズ・デイ法律事務所  
東京都港区虎ノ門4丁目1番17号  
電話 03-3433-3939  
FAX 03-5401-2725

## 用語集

用語	意味
CPI	<p>腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index）</p> <p>トランスペアランシー・インターナショナルが発表している、専門家による評価とアンケート調査に基づき腐敗認識レベルを国別にランキングしたもの。2013年は、177の国がCPIスコアによりランキングされた。</p> <p>CPIスコアは、100（極めて清廉）から0（汚職率が高い）まで表わされる。</p>
OAS	米州機構（Organization of American States）
OAS 条約	<p>米州腐敗防止条約（OAS Inter-American Convention against Corruption）</p> <p>1996年3月採択。</p>
OECD	経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development）
OECD 条約	<p>国際商取引における外国公務員に対する賄賂の防止に関する条約（OECD Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions）</p> <p>2014年4月8日現在で41の国が加入している。OECDは実施を強制できず、監視を行うのみである。</p>
UNCAC	<p>国際連合腐敗防止条約（United Nations Convention Against Corruption）</p> <p>腐敗の犯罪化、予防措置、協力と情報交換及び資金回復について規定している。2014年4月30日現在で171の国（EUを含む）が加入、受諾、承認又は批准している。</p>

ジョーンズ・デイの出版物は、特定の事実関係又は状況に関して法的助言を提供するものではありません。本書に記載された内容は、一般的な情報の提供のみを目的とするものであり、問題の包括的な分析又は法的アドバイスを構成するものではなく、そのような意図を有するものでもありません。適用される法律は、技術上のものであり、実際の事実や状況に基づく適切な法的アドバイスを必要とします。当事務所の事前の書面による承諾を得た場合を除き、（なお、かかる承諾を付与し又は撤回するか否かは当事務所の任意裁量に属します）、他の出版物又は法的手続において引用し、又は参照することはできません。当事務所の出版物について転載の許可を希望される場合は、当事務所のウェブサイト(www.jonesday.com)にある“Contact Us”の箇所にある所定のフォームをご利用下さい。本書の郵送その他の送信は、弁護士と依頼者との関係を構築することを意図するものではなく、また本書の受信により、そのような弁護士と依頼者との関係が形成されるものではありません。本書に記載された意見は、執筆者の個人的な見解を示すものであり、当事務所の見解を反映したものではありません。

地域		東南アジア
国		インドネシア共和国
2013 CPI	ランク	114/177
	スコア	32
贈賄に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>汚職行為防止に関して、汚職犯罪行為撲滅法（1999 年法第 31 号、2001 年法第 20 号及び 2006 年法第 7 号で改正、以下総称して「汚職行為防止法」という。）が、賄賂の供与者及び收受者の双方について規定している。</p> <p><u>賄賂の供与</u>: 以下の場合に政府機関の職員に対してなんらかのものを供与し又はその約束をした者に対して刑罰が科される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 公務員の義務に違反する作為又は不作為との引き換えに、又はそれを理由とする場合: 1 年以上 5 年以下の拘禁及び/又は 50,000,000 ルピー以上 250,000,000 ルピー以下の罰金（1999 年法第 31 号第 5 条）</li> <li>• （行為との引き換えを要求することなく）その地位の権力又は権限に関連する場合: 3 年以下の拘禁及び/又は 150,000,000 ルピー以下の罰金（2001 年法第 20 号第 13 条）</li> </ul> <p><u>賄賂の收受</u>: 公務員又は公務に従事する者（又は裁判官）が、以下を理由とすることを知って又は疑いながら贈答品を收受又はその約束をした場合、刑罰が科される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• その地位又は権限を理由とする場合: 1 年以上 5 年以下の拘禁及び/又は 50,000,000 ルピー以上 250,000,000 ルピー以下の罰金（1999 年法第 31 号第 11 条）</li> <li>• その義務に矛盾する行為たる作為又は不作為（又は法廷での判断）に影響を与えることを理由とする場合: 終身刑又は 4 年以上 20 年以下の拘禁及び 200,000,000 ルピー以上 1,000,000,000 ルピー以下の罰金（1999 年法第 31 号第 12 条）</li> </ul> <p><u>国に対する損害の発生</u>: 以下の行為によって国の財政又は経済に対して損害が発生する可能性を生じさせた者は誰でも刑罰が科される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 自己又は他人を利する違法な行為: 終身刑又は 4 年以上 20 年以下の拘禁及び 200,000,000 ルピー以上 1,000,000,000 ルピー以下の罰金（2001 年法第 20 号第 2 条）</li> <li>• 利益を得ることを目的とした権限濫用行為: 終身刑又は 1 年以上 20 年以下の拘禁若しくは 50,000,000 ルピー以上 1,000,000,000 ルピー以下の罰金（2001 年法第 20 号第 3 条）</li> </ul> <p><u>法人の責任</u>: 汚職行為がある法人によって又はある法人のために行われた場合、当該法人又はその役員にも刑罰が科される（1999 年法第 31 号第 30 条）。</p> <p>*汚職行為の対象金額が 5,000,000 ルピー未満である場合、拘禁刑の上限は 3 年、罰金の上限は 50,000,000 ルピー以下に引き下げられる（2001 年法第 20 号）。</p>
	外国公務員等に対する贈賄	<p>2006 年法第 7 号は外国公務員等に対する贈賄を禁止し UNCAC を批准しているが、これを実施する法律が存在していないため、外国公務員等に対する贈賄はインドネシアにおいて執行不可能な犯罪である。</p> <p>インドネシア政府は、汚職行為防止法の改革に取り組んでおり、公開されている原案では外国公務員等に対する贈賄の禁止条項が規定されているが、最終案に当該条項が規定されるのか、法案が議会で可決されるのかは不確かである。</p>
	民間における贈賄	<p>インドネシアには、民間部門での賄賂を特に禁止する法律はない。しかしながら、汚職行為防止法で定義される「政府関係者又は職員」は広義であり、（1）国の財政又は地域の財政から援助を受ける法人、及び（2）国又は公共</p>

		から資本提供や融資を受けるその他の法人が含まれることにより多数の企業が該当する可能性がある。
定義	政府の従業員	<p>狭義の公務員、（選出され任命された）公務に従事する者及び軍隊の構成員に加えて、汚職行為防止法上「政府機関の職員」は、（１）国の財政又は地域の財政、（２）国の財政又は地域の財政から援助を受ける法人又は（３）国又は公共から資本提供や融資を受けるその他の法人のいずれかから、給料又は賃金を得ている者を含んでいる。</p> <p>当該定義は、国营企業の従業員を含んでいるだけではなく、輸入関税の免除（例 マスター・リスト・ファシリティーズ）を受けているインドネシアにおいて投資を行う外国法人や短期資金を借り入れている銀行をも含むと解釈される。</p>
	贈物（贈答、接待等）	<p>旅行、接待等に関しては、汚職行為防止法では直接には規定されていないが、全て「贈物」に該当しうるものであり、收受者の地位に関連し又はその行為と引き換えに供与される場合、賄賂とみなされる可能性がある。</p> <p>当該贈与が 10,000,000 ルピー以上の価値を有する場合、收受者は当該贈与が賄賂ではなかったことについて举证責任を負う（10,000,000 ルピー未満である場合は検察官が举证責任を負う。）。</p> <p>收受者が汚職行為撲滅委員会（KPK）に報告した場合、贈与の收受は賄賂とはならない。KPK は報告者が当該贈与を保持していかどうかを決定する（2001年法第 20 号第 12B 条）。</p>
現状	執行機関	<p>KPK は 2002 年第 30 号法に基づき設置された独立の機関であり、国に生じる損害が 10 億ルピー以上であり、法執行機関が関与し、公共の注意や関心を引いている汚職行為に関する犯罪を捜査・起訴する権限を有する。</p> <p>それよりも損害額や公共の関心が低い場合、警察及び地区検察局が捜査を行う場合がある。</p>
	執行に関する問題	<p>(1) 内部告発者に対する弱い保護 - 証人及び被害者保護法（2006 年法第 13 号）の成立にもかかわらず、内部告発者は告発に対する報復措置から必ずしも保護されていない。証人及び被害者保護機関も、2006 年法第 13 号の施行後も 2 年間創設されず、資金も援助されなかった。</p> <p>(2) KPK は、一定の要件を満たした犯罪を捜査及起訴する権限のみ有する。</p> <p>(3) KPK の資金や要員は非常に限られている。</p>
	最近の動き	KPK は現在マネーロンダリング関連の犯罪を捜査及び訴追する権限を有している。但し、当該犯罪が汚職行為による資金を用いたものである場合に限る。
汚職行為防止に関する国際条約への参加	OECD 条約	不参加
	UNCAC	署名: 2003 年 12 月 18 日 批准: 2006 年 9 月 19 日
最終更新		2013 年 12 月 23 日

地域		東南アジア
国		マレーシア
2013 CPI	ランク	53/177
	スコア	50
贈賄に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>汚職行為防止についての主要な法律は、2009年マレーシア汚職行為防止委員会法（MACC法、2009年1月1日施行）である。MACC法は1997年汚職行為防止法について、マレーシアの汚職行為防止に関する枠組みを、UNCACに基づきマレーシアが国際的に負っている義務に沿うように改定したものである。</p> <p><u>賄賂の供与</u>: 公共団体の公務員に対し、公務員が当該行為を行う権力、権利、機会を有していなかった場合又は当該行為を行う意図もなく贈与を受け取った場合であるか否かに関わらず、当該公務員の公共団体における意思決定に関する投票又は棄権、職務の作為又は不作為、第三者の利益を図るための契約の調達又はその妨害の手助け又は公的な立場での差別的取扱いに対する、誘因又は見返りとして贈与を申し込むことは犯罪となる（MACC法第21条）。</p> <p><u>賄賂の收受</u>: 上記の行為に対し、誘因又は見返りとして贈与を要求し又は收受することは犯罪となる（MACC法第21条）。</p> <p>MACC法が一般的に適用されるにも関わらず、刑法、1967年税関法及び1954年選挙犯罪法を含む既存の汚職行為防止法は依然として有効であり国内の汚職犯罪に適用される。</p> <p><u>法人の責任</u>: MACC法上「人」には、「法人格の如何にかかわらず団体」が含まれ、刑法上「法人格の如何にかかわらず会社、機関、団体」を含まれるため、理論上は、法人も刑事責任を負う可能性がある。</p>
	外国公務員等に対する贈賄	<p><u>賄賂の供与</u>: 外国公務員等に対し、当該外国公務員等の国又は当該外国公務員等が公務を執行する国際的公共機関の活動又は決定に対する影響力の行使、職務の作為又は不作為、特定の者の利益となるような契約の締結又は不締結に対する、誘因又は見返りとして贈与を自ら又は仲介者を通じて供与し、申込み、約束することは犯罪となる（MACC法第22条）。</p> <p><u>賄賂の收受</u>: 上記の行為と引き換えに、外国公務員が、何らかの贈与を要求、收受又はその約束をし、又は得ようと試みることは犯罪となる（MACC法第22条）。</p> <p>実務上の慣例であったとの主張は、被告人の抗弁として認められない。</p> <p>賄賂の供与者も收受者も、20年以下の拘禁及び賄賂の金額の5倍又は1万リンギットのいずれか高い方の罰金を科される（MACC法第24条）。</p>
	民間における贈賄	MACC法上、公務員に対する贈賄及び民間での贈賄のいずれも禁止されている（MACC法第16条）。
定義	<p><b>政府の従業員</b></p> <p>国内公務員には、一般的に、政府機関、国会、州議会、連邦裁判所、その他の連邦政府機関、州政府、地方自治体、政府によって過半数が保有されている会社、登録された団体及び労働組合といった公共団体の構成員、役員、職員及び従事者並びに公的資金から報酬を得ている者が含まれる。</p> <p>外国公務員等には、一般的に、任命又は選出されたかどうかを問わず、外国の立法、行政、司法又は行政事務上の役職に就いて、外国での公的機能を執行する者又は国際的公共機関のために行為する者を含む。</p>	

	贈物 (贈答、接待等)	「贈物」の定義は広く、金銭的利益の他サービスや便宜供与も含まれる。 MACC 法上、支払額が僅少である場合は除外事由とはされていないが、1998 年に公的サービス部が発行した公的サービスにおける贈答品の供与及び收受に関するガイドラインでは、贈答が許される限定的事由及びかかる贈答品を收受する際に遵守すべき承認手順が詳細に規定されている。
現状	執行機関	マレーシアの汚職行為防止委員会 (MACC) は、MACC 法及び刑法上の汚職犯罪を捜査する権限を有している。それ以外のマレーシアの法執行機関もまた汚職犯罪を捜査できるが、例えば、金融機関及びその他の人又は団体に対する文書開示要請権限といった、MACC 法上 MACC に認められる特別な捜査手段の利用ができない。 検察官の役割を担う法務長官の承諾を得て、MACC は汚職犯罪を起訴できる。
	執行に関する問題	(1) 2010 年に内部告発者保護法が制定されたが、法の実施に向けた政治的取組が十分ではないために、依然として発効に至っていない。 (2) 現在、マレーシアでは二大連立政党間の政権争いが続いており、汚職行為防止法の実施への関心が薄くなっている。 (3) MACC は与党に直接支配されることから、MACC による法の執行もえり好みがあるように見受けられる。
	最近の動き	(1) MACC はあらゆる者に対して汚職行為の証明をすることなくその資産を申告させる義務を課すことができるような MACC 法の改正を提案した。 (2) UNCAC レビューの枠組みによって決定されている予定に従い、UNCAC の第一サイクルレビュー手続に向けた自己評価チェックリストの準備を進めている。 (3) 2012 年マレーシアコーポレートガバナンス法 (MCCG) が 2012 年 4 月に施行され、MCCG 法上上場会社は 2012 年 12 月 31 日を末日とする会計年度以降報告が要求されている。
汚職行為防止に関する国際条約への参加	OECD 条約	不参加 (オブザーバー資格)
	UNCAC	署名 : 2003 年 12 月 9 日 批准 : 2008 年 9 月 24 日
最終更新		2013 年 11 月 28 日

地域		東南アジア
国		ミャンマー連邦共和国
2013 CPI	ランク	157/177
	スコア	21
贈賄に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>汚職行為防止に関連する犯罪は、主に汚職行為防止法（2013 年法第 23 号）及びミャンマー刑法で規定されている。基本的に、賄賂の仲介者及び收受者が刑罰を科される。現在の汚職行為防止法上、汚職行為の未遂、共謀及び教唆も罰せられる（汚職行為防止法第 3 条(v)）。</p> <p>汚職行為防止法上、汚職行為とは、権限を有する者がその公務の執行において、第三者又はその代理人から公的な行為又は法的な権利の付与又はかかる付与の妨害に対する動機又は報酬として贈物を直接又は間接的に供与、收受、取得、收受の試み、又は提案若しくはその他の方法での協議をすることと定義されている（汚職行為防止法第 3 条(a)）。</p> <p><u>賄賂の收受</u>: 公務に従事する者又は公務に従事する可能性のある者が、自己又は他人のため、職務の作為又は不作為と引き換えに、贈物（法律上の報酬は除く。）の要求、收受又は收受の約束をすることは、その作為又は不作為が現実に行われたか否か問わず、犯罪となり、3 年以下の拘禁、罰金又はその両方が科される（刑法第 161 条）。汚職行為防止法上、政治的な権力を有し、汚職行為について有罪判決を受けた者は、15 年以下の拘禁が科され、政治的な権力を有さない者については 7 年以上 10 年以下の拘禁が科され、罰金も同時に科される（第 56 条及び第 57 条）。</p> <p><u>汚職行為の仲介</u>: 何人も、汚職行為又は違法な手段により、公務に従事する者の職務の作為若しくは不作為又は恣意的な職務の遂行を働き掛けることに対する動機又は見返りとして、贈物の要求、收受又は收受の約束をすること、又は公務員に対して役務を提供し、提供を試み、又は害を与えることは犯罪となり、3 年以下の拘禁、罰金又はその両方が科される（刑法第 162 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本条にいう「人」は、あらゆる会社、組織又は団体を含み、法人化されているかどうかを問わない（刑法第 11 条）。</li> <li>● 何人も、上記と同様に働き掛けることに対する動機又は見返りとして、贈物の要求、收受又は收受の約束をし、かつ、公務員に私的な影響力の行使をすることは犯罪となり、1 年以下の拘禁、罰金又はその両方が科される（刑法第 163 条）。</li> <li>● 公務に従事する者が上記犯罪の教唆をすることは犯罪となり、3 年以下の拘禁、罰金又はその両方が科される（刑法第 164 条）。</li> </ul> <p>汚職行為防止法上、当該法律に規定される犯罪行為を試み、共謀し、計画し又は監督した者は、当該法律上規定される刑罰が科される（汚職行為防止法第 63 条）。円滑化のための支払いを罰する特定の規定は存在しないが、当該法律に広く定義されている汚職行為の解釈次第によっては当該行為についても含まれるものと解釈されうる。汚職行為防止法上公務に従事する者が汚職犯罪について有罪判決を受けた場合、15 年以下の拘禁が科される（汚職行為防止法第 55 条）。</p> <p>汚職の推定: 公務に従事する者が、自己又は他人のため、当該公務に従事する者による又はその者に関連する手続又は既に取りがなされ若しくは今後取りがなされるビジネスに関与した、関与している、又は関与する見込みのある者から、対価関係なしに又は当該対価が不適切であることを知って、財物を要求、收受、又は收受の約束をすることは犯罪となり、2 年以下の拘禁、罰金又はその両方が科される（刑法第 165 条）。</p> <p>汚職行為防止法上、立証責任は捜査の対象とされている者にあり、かかる者は捜査の対象となっている金銭又は財産の取得経緯について説明する義務がある（第 64 条）。</p>

	外国公務員等に対する贈賄	ミャンマーの法律では、外国政府の公務に従事する者の定義も規定している。
	民間における贈賄	現在ミャンマーでは、民間企業での賄賂は犯罪とされていない。
定義	政府の従業員	<p>汚職行為防止法は政治的な地位を有する者、政府高官及び権限を有する者について明確に区別している。</p> <p>現行の政治的な地位を有する者とは、委員会が連邦議会の承認を得て通知により時宜に応じて指名する者をいう。</p> <p>政府高官とは、局長の地位に就き、各省庁の長である者若しくは同様の地位にある者、又は政府保有の企業又は官民のジョイントベンチャーにおける取締役会の構成員、役員、委員又は同様の地位にある者をいう。</p> <p>権限を有する者とは、その地位・運営に関する権限を手段として権限を有する者（公務に従事する者や外国政府の公務に従事する者を含む。）、政治的地位や政府高官の地位を有する者、又は運営する権限を有する者若しくは公的機関の職員をいう。公務に従事する者は刑法（第 21 条）により定義されており、以下の意味を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 政府と契約関係にある職員</li> <li>● 国の陸軍、海軍又は空軍の士官</li> <li>● 裁判官</li> <li>● 裁判所の職員</li> <li>● 陪審員、裁判所の資産査定人又は裁判所の職員又は公務に従事する者の補助を行う村の委員会の構成員</li> <li>● 仲裁人、又は裁判所又は他の所轄当局からある原因や事項について決定又は報告について照会を委託された者</li> <li>● 人を拘禁する権限を有する職にある者</li> <li>● 犯罪の予防、犯罪に関する情報の提供、犯罪者を司法手続にかけること又は公衆の衛生、安全又は利便性を確保することを職責とする政府の職員</li> <li>● 行政サービスを提供する公務員又はその職務の履行について政府から報酬を受け取っている公務員</li> <li>● 政府の構成員</li> <li>● 財産を収用し、譲り受け、管理し又はその範囲を拡張すること、調査又は査定を行うこと、非宗教的な公的な目的のために村、町又は地域で税を徴収すること、又は村、町又は地域の住民の権利を確定する書類を作成、証明又は保管することを職責とする職員</li> <li>● 選挙名簿を準備、発行、管理若しくは修正すること又は選挙若しくは選挙の一部を執り行うことを内容とする権限を有する職にある者</li> </ul> <p>「政府」とは、ミャンマーのいずれかの地域の行政府を運営する権限のある者をいう（刑法第 17 条）。</p> <p>「公務員」とは、あらゆる公務に従事する者、国会議員及び政府の職員を含む。</p>
	贈物（贈答、接待等）	<p>「贈物」は広く定義され、金銭的贈与や金銭的価値で評価できる報酬に限られない（刑法第 161 条）。贈物はまた汚職行為防止法で金銭的手段以外のものについても定義されている。汚職行為防止法上、贈物とは、「贈賄の目的で、金銭的贈物、財産、贈答品、サービス料、娯楽又はその他不法な利益を供与する形で、対価を收受すること又は適切な対価を提供しないこと」をいう（汚職行為防止法第 3 条(b)）。</p> <p>「法律上の報酬」は、公務に従事する者が合法的に要求できる報酬に限られず、政府から受領することを許された全ての報酬を含む（刑法第 161 条）。</p>
現状	執行機関	新汚職行為防止法の大部分は、当該法律上、申立てを受け付け、精査し、捜査し、金銭及び財産を没収し、禁止命令を発出し、当該法律上の犯罪行為を訴追する権限を付与された委員会担当室（Office of the Commission）の設置及び規

		制について規定している（汚職行為防止法第 16 条及び第 17 条）。委員会（Commission）は、これらの任務を遂行するために、事前調査機関（第 19 条及び第 20 条）及び捜査機関（第 21 条乃至第 35 条）を設置することができる。委員会は、大統領が選任する 5 名で構成される予定だが、まだ設置されていない。
	<b>執行に関する問題</b>	現行法は、異なる責任を規定しているようであり、新法の翻訳は必ずしも正確とはいえない。新たに制定された汚職行為防止法の執行に必要な規則及び通達はまだ存在しない。
	<b>最近の動き</b>	汚職行為防止法は 2013 年 8 月 7 日に成立し、同年 9 月 17 日に施行された。11 月には、いくつかの新聞で、新汚職行為防止委員会が間もなく大統領に提案されることが報じられた。2013 年 11 月 15 日、ミャンマーは東南アジア汚職防止連盟（SEA-PAC）に加入する覚書に署名した。SEA-PAC は、10 加盟国及び国際機関で構成されるが、東南アジアの汚職を防止する手段を検討・実行することを目的としている。
汚職行為防止に関する国際条約への参加	<b>OECD 条約</b>	不参加
	<b>UNCAC</b>	署名: 2005 年 12 月 2 日
<b>最終更新</b>		2013 年 12 月 11 日

地域		東南アジア
国		フィリピン共和国
2013 CPI	ランク	94/177
	スコア	36
贈賄に関する法律	国内公務員に対する贈賄	<p>フィリピンでは、国内公務員に対する汚職行為防止の主要な規制は、改正刑法（以下「刑法」という。）である。同法は、公務員の贈賄、汚職にかかる定義及び罰則を規定し、公務員と民間人の両方に適用される。</p> <p>もう一つの汚職行為防止の主要な規制は、収賄及び汚職行為防止法（共和国法第 3019 号（法第 3019 号））であり、具体的な汚職行為を列挙して規定しており、公務員と民間人の両方に適用される。法第 3019 号の下で禁止される行為には、以下のものが含まれる：</p> <p>あっせん収賄行為、政府との契約に関連して利益を得ること、権力の行使により利益を得ること、取引相手である会社への就職、行政上及び司法上の権力の行使に当たり不当な損害を生じさせること、私的な利益を得るために任務を遂行しないこと、著しく不利な取引の実行、取引相手である会社の持分の取得、当局の許可を得る前の案件についての利益の取得、是認されていない利益や許可の承認、信頼違背</p> <p>フィリピンにおける他の汚職行為防止に関連する法は、以下のものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 略奪防止法（法第 7080 号）は、「略奪」罪について定義し、公務員が総計で 5 千万フィリピンペソ以上の不正な利益を得た場合の罰則を規定する。</li> <li>● 公務員及び政府職員の服務規律及び倫理基準に関する法律（法第 6713 号）は、公務員の服務規律について規定し、これには、職務に関連して、贈答品、心づけ、貸付、優遇、接待の要求又は收受の禁止も含まれている。</li> <li>● 公務員及び政府職員の不正に得た利益の没収に関する法律（法第 1379 号）では、公務員の在職中に財産が取得され、それが当該公務員の給与、その他適法な収入及び適法に取得した財産からみて明らかに不相応である場合には、当該財産が違法に取得されたという一応の推定が働く旨を規定する。</li> <li>● 公務員及び政府職員の贈賄処罰法（大統領命令第 46 号）は、公務員が贈答品を收受すること及び民間人が公務員に敬意を表すための贈答品の申込み及びパーティーの開催や接待を禁止する。</li> <li>● 2007 年反官僚主義法（法第 9485 号）は、国民への行政サービスの提供を効率化することを目的とし、その手段として、官僚的な手続を減らし、収賄や汚職を防止するとともに、政府のために働く者であるか否かにかかわらず、金銭上の利益又はその他何らかの利益若しくは対価を得て、取引を迅速に完了することを手助けする「フィクサー」に対する刑事制裁を規定する。</li> <li>● 2001 年のマネー・ロンダリング防止法（修正法第 9160 号、その後の改正も含む。）は、同法において「非合法活動」として禁止されているマネー・ロンダリング活動に関わった者（公務員を含む。）に対し刑事罰を科しており、これらの活動には、他の汚職行為防止に関連する法律におけるマネー・ロンダリング活動の委託も含まれる。</li> </ul> <p><u>法人の責任</u>：自然人のみが犯罪を犯したとして起訴され、刑事責任を問われる。しかし、法律で明確に規定されている場合には、会社（又は他のいかなる法人）にも罰金が科せられ、場合によっては解散又は免許等の取消しがなされる。</p>
	外国公務員等に対する贈賄	フィリピンには、現在、外国公務員等に対する贈賄を禁止する国内法はない。
	民間における贈賄	フィリピンには、現在、民間の商業賄賂を禁止する国内法はない。
定義	政府の従業員	「公務員」の定義は、汚職行為防止に関する法令によって様々である。

		<p>刑法第 203 条では、「公務員」とは、「法律の規定、普通選挙又は所轄する当局の任命により、フィリピン諸島の政府の公共的機能の遂行に関与し、又は同政府やその支局においてその地位に関わらず職員、代理人又は下級公務員として公務に従事する者」と定義されている。</p> <p>法第 3019 号の第 2 条(b)では、「公務員」とは、同 2 条(a)に関しては、選挙で選出され又は任命された公務員又は職員（常用又は臨時を問わない。）で、雇用形態にかかわらず、政府から何らかの報酬（名目的なものを含む。）を受けている者と定義されている。</p> <p>法第 6713 号の第 3 条(b)では、「公務員」とは、同 3 条(a)に関しては、選挙で選出され又は任命された公務員又は職員（常用又は臨時を問わない。）で、専門的又は非専門的業務であるかを問わず、金額の多寡に関わらず、政府から何らかの報酬を受けている者で、軍や警察関係者も含むと定義されている。</p> <p>フィリピンの法律では、UNCAC の第 2 条(b)にある定義の他は、「外国公務員等」についての定義はない。</p>
	<p><b>贈物（贈答、接待等）</b></p>	<p>「贈物」とは、汚職行為防止に関する法令の中で広く定義されており、接待、貸付、便宜やサービスを含むものとされている。</p> <p>唯一の例外は、法第 3019 号の第 14 条に定められており、地元の習慣又は慣習法に従い、感謝又は有効の印として要求することなく通常贈られる、ほんのわずかの又はさほど価値のない贈答品には適用されない旨が明確に規定されている。</p> <p>刑法及び法第 3019 号のいずれも、適用される贈与の金額の下限については定めておらず、裁判所は、汚職行為防止に関する法令上の定義を厳格に解釈する傾向にある。</p>
<p><b>現状</b></p>	<p><b>執行機関</b></p>	<p>汚職行為防止対策を担当する機関は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• オンブズマン機関及び特別検察庁が、汚職事件を捜査及び起訴する。</li> <li>• 特別裁判所（Sandiganbayan）又は地方裁判所が汚職事件を取扱う。いずれの裁判所で裁判を行うかは事件に関与した公務員の地位によって決まる。</li> <li>• フィリピン国家警察はその犯罪捜査及び摘発課を通じて、国家捜査局はその汚職行為防止部を通じて、汚職犯罪について捜査する。</li> <li>• 大統領府汚職行為防止対策委員会は、政府の汚職行為防止対策に関して大統領をサポートし、行政部や政府の所有又は支配下にある会社に帰属する大統領が任命した者に関する事件の審理を行う。</li> <li>• 民間サービス委員会は、政府の中央人事院であり独立した憲法上の機関であるが、行政サービスにおける清廉性、効率性及び説明責任を促進する役割を担っている。同委員会は、収賄及び汚職に関する告発に対する抗告事件を含む行政事件についても管轄する。</li> <li>• 監査委員会も憲法上の独立機関であり、歳入、公的資金及び財産の使途や支出に関連する全ての会計を検査、監査及び確定する権限及び責任を有しており、政府資金及び財産の、不法な、不必要な、過大な、多額の及び法外な支出や使途を防ぎ、否認することを目的としている。</li> </ul>
	<p><b>執行に関する問題</b></p>	<p>捜査及び裁判手続の行き詰まり（Clogged investigation and court docket）、不正蓄財の回収の遅延、（議会の承認が待たれている、政府保有情報に対する国民の広汎なアクセスを可能とする情報公開法など）重要な法案の可決手続の遅延、収賄及び汚職関連の犯罪で起訴された公務員に対する比較的低い有罪判決率</p>
	<p><b>最近の動き</b></p>	<p>2010 年アキノ大統領の選挙後、アキノ大統領の政権は積極的な汚職防止キャンペーンに乗り出しており、その結果数多くの政府高官が訴追されている。</p> <p>2011 年 12 月、グロリア・アロヨ元大統領及び他の元公務員らは、オンブズマン機関から、法第 3019 号及び法第 6713 号違反を理由として起訴された。この起訴は、フィリピン政府国営放送及び中国の電気通信会社である中興通訊（Zhing Xing Telecommunications Equipment）との間の取引に関するものであ</p>

		<p>た。本事件は審理中で、被告人らはその後追加の汚職関連犯罪で起訴された。</p> <p>2011年12月、下院は、当時在職中のレナート・コロナ最高裁判所長官を弾劾する申立てを承認した。弾劾の根拠は、収賄及び汚職に対する責任で、これにはアロヨ元大統領に対する便宜についての容疑も含まれていた。2012年5月、上院は、レナート・コロナを弾劾中で申し立てられた責任の一つについて有罪とする旨の決定をした。</p> <p>2012年7月、オンブズマン機関は、アロヨ元大統領及び他の公務員に対し、国家慈善宝くじ事務局の資金のうち3億6千6百万フィリピンペソ（当時880万アメリカドル相当）を不正流用した容疑を理由として、略奪罪で起訴した。同事件は、特別裁判所（Sandiganbayan）第一部で審理される予定である。</p> <p>もっとも直近では、2013年8月に、何千人もの国民が、申し立てられている議員による国会議員に割り当てられた優先開発支援資金（PDAF）の不正使用に対する怒りを表してマニラでデモを行った。そのPDAFは開発計画に割り当てられるはずであった。その後間もなく2013年9月には汚職に関する容疑で3人の著名な上院議員、2人の元議員、及び1人の女性の実業家が200百万アメリカドルを超える優先開発支援資金の不正使用を理由として告発された。</p> <p>2013年11月、最高裁判所はPDAF（「利益誘導」として広く知られる。）は、違憲であると判示し、支出加速プログラム（Disbursement Acceleration Program）の合憲性（元最高裁判所長官のレナート・コロナに対する弾劾を含む。）について口頭弁論を開始した。支出加速プログラムは、アキノ大統領の資金源となる機密費で、そこから行われた支払いは、上院議員を買収するために使用されたと主張されている。最高裁判所のPDAFについての判決は、1994年、2001年及び2012年に出されたそれぞれの最高裁判所の判決を覆すものである点において特に注目に値する。</p>
汚職行為防止に関する国際条約への参加	OECD条約	不参加
	UNCAC	署名:2003年12月9日 批准:2006年11月8日
最終更新		2013年12月24日

地域		東南アジア
国		シンガポール
2013 CPI	ランク	5/177
	スコア	86
贈賄に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>汚職行為防止に関する規定は、汚職行為防止法（1993 年法第 241 号改正版）（PCA）及び刑法（2008 年法第 224 号改正版）（両者を合わせて「汚職行為防止法」という。）に規定されており、賄賂の供与者及び收受者の双方について規定されている。</p> <p><u>PCA 上の禁止:</u></p> <p>PCA は一般的な汚職行為防止及び特定の場面における汚職行為を規定している。</p> <p>PCA の一般的な汚職行為防止条項は、第 5 条及び第 6 条で、個人及び代理人による汚職取引について禁止している。</p> <p>PCA 第 5 条では、以下の行為を自ら又は第三者と一緒にに行った場合犯罪となる。</p> <p>(a) 汚職の意図をもって自ら又は第三者のために c)に記載するものを提案し若しくは收受し又は收受することを合意すること、又は</p> <p>(b) 汚職の意図をもって第三者に対してその者のためか第三者のためかを問わず c)に記載するものを贈与し、約束し又は供与すること</p> <p>(c) 以下の者に対する誘因又は報酬としての、又はその利益を図るための贈物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• あらゆる事項又は取引（実際のものか提案されたものかは問わない。）に関して、あらゆる行為を行う又は行わない者</li> <li>• 公的機関が関与する事項又は取引（実際のものか提案されたものかは問わない。）に関して、あらゆる行為を行う又は行わない公的機関の構成員、役員又は職員</li> </ul> <p>PCA 第 6 条では以下の場合には犯罪となる。</p> <p>(a) 代理人が汚職の意図をもってその本人の業務に関連する行為の作為又は不作為の誘因又は報酬としての贈物を收受又は取得すること</p> <p>(b) ある者が汚職の意図をもって代理人に対してその本人の業務に関連する行為の作為又は不作為の誘因又は報酬としての贈物を贈与又は供与すること。</p> <p>(c) ある者が故意に虚偽の、誤った又は不正な陳述を代理人に対してすること又は代理人がその本人を欺くために当該陳述を用いること。</p> <p>また、PCA は、入札の取り消し及び国会議員や公的機関の職員に対する贈賄等の特定の場面における汚職行為を禁止している。</p> <p><u>刑法上の禁止事項:</u></p> <p>刑法は公務員の汚職行為に関する条項を規定している。</p> <p>刑法上以下の行為が禁止されている。</p> <p>(a) 公務に従事する者が公務に関連して適法な報酬を除く贈物を收受すること。</p> <p>(b) ある者が賄賂又は不法な手段を用いて公務に従事する者に影響を与えるために贈物を用いること。</p> <p>(c) ある者が公務に従事する者に個人的な影響を与えるために贈物を用いること。</p> <p>(d) 公務に従事する者が上記の行為を教唆すること。</p> <p>(e) 公務に従事する者が何らの対価なしに又は当該公務に従事する者がその対価が不適切であることを知りながら当該公務に従事する者が行う手続又は</p>

		<p>業務に係る者から価値のある物を取得すること。</p> <p><u>その他の禁止事項:</u></p> <p>さらに、汚職行為、麻薬密売取引その他重大犯罪（利益の没収）に関する法律（CDSA）も、重大犯罪の結果として生じた財産であることを知っている又は知っていることについて合理的な理由のある者について適用される。</p> <p><u>法人の責任:</u></p> <p>個人及び法人の双方が汚職行為防止法上の責任を負う。加えて、場合によっては、法人はその従業員又は代理人が行った行為について責任を負う場合がある。但し、取締役及び役員が法人の行為について負う責任は厳格ではない。</p> <p><u>刑罰:</u></p> <p>PCA 上、一般的な汚職行為禁止条項（(i)シンガポール国内における外国公務員等に対する贈賄及び(ii)シンガポール国民による外国公務員等の贈賄を含む。）により 100,000 シンガポールドルを上限とする罰金及び（又は）5 年を上限とする拘禁を科している。PCA は、犯罪行為が政府からの受注契約又は議会若しくは公的機関のメンバーが関与する場合には、より厳しい刑罰を科しており、100,00 シンガポールドルを上限とする罰金及び（又は）7 年を上限とする拘禁が科される。</p> <p>PCA は、財産の回復に対して私的救済及び刑罰を規定している。汚職行為の被害者は、剥奪された財産の回復を求めて民事訴訟を提起することができる。</p> <p>刑法の汚職行為防止条項により、刑罰及び 3 年を上限とする拘禁が科される。加えて、CDSA 上、裁判所は有罪判決を受けた被告人の不法に取得した利益を没収する権限を有する。</p> <p><u>刑の軽減:</u></p> <p>刑の軽減に関して公的な手続は規定されていないものの、汚職行為防止法で訴追された者は、司法取引の機会が与えられる場合がある。その他刑が軽減されるかどうかは、被告人が内部告発者であるか（被告人が内部告発した動機も考慮される。）、執行機関及び検察に協力的であるか等によって判断される。</p>
	<p><b>外国公務員等に対する贈賄</b></p>	<p>汚職犯罪防止法上外国公務員等に対する贈賄に関する明示的な規定はない。もともと、合わせ読むと、汚職行為防止法はシンガポール国外の外国公務員等に対する贈賄を禁止していると考えられる。</p> <p>PCA 第 5 条及び第 6 条は、外国公務員等に対する贈賄を禁止しており、PCA 第 37 条及び刑法第 4 条はシンガポールの国民及び公務に従事する者についても域外適用がある旨を規定している。</p>
	<p><b>民間における贈賄</b></p>	<p>PCA の一般条項は、私的な民間における贈賄についても適用される。</p>
<p><b>定義</b></p>	<p><b>政府の従業員</b></p>	<p>政府の従業員の定義は汚職行為防止法上様々である。</p> <p>PCA 上は「公的機関のメンバー、役員又は職員」と広く定義している。「公的機関」は、公衆衛生又は明文化された法律に従い公租公課により課税又は課金される金銭で運営される公益事業等に関する明文化された法律に基づき又はその目的のために行為する会社、役員会、議会、委員会又はその他の機関を含むものと定義されている。従って、当該定義はシンガポール政府の各省庁だけではなく、（PP 対 Tey Tsun Hang 事件で判示されるように）国立シンガポール大学も含む。</p> <p>刑法上は、「公務に従事する者」という用語を使用され、それにはシンガポール国防軍、裁判官、裁判所の職員、裁判所や公的機関の鑑定人、仲裁人、人を拘禁する権限のある者、シンガポール政府の役人又は代理人及び公的サービス委員会又は法的サービス委員会のメンバーを含む。</p>

		<p>国有又は国営の企業の従業員は、PCA 上又は刑法上の定義に該当しない限り、必ずしも公務員又は公務に従事する者とはいえない。</p> <p>シンガポール解釈法上、「公務員」をシンガポール政府によるサービスの提供に対する報酬を受け取ることができる者と定義されている。</p>
	贈物（贈答、接待等）	<p>PCA は、「贈物」の汚職の意図をもつ供与及び收受を禁止している。「贈物」とは、金銭、贈答品、融資、手数料、報酬、料金、価値のある担保若しくはその他の財産、地位、雇用若しくは契約、支払い、あらゆる義務若しくは責任からの免責、又はその他のサービス、恩恵若しくは利益を含むものと定義されている。シンガポールの公務員が贈物を支払った又は受け取ったと証明される汚職行為に関する推定規定がある。</p> <p>シンガポールの裁判所は、業界の慣習として提供された社交儀礼であっても抗弁になるものではないと判示している。</p>
現状	執行機関	<p>汚職行為捜査局（CPIB）はシンガポールにおける汚職事件を捜査し防止するための主要な機関であり、首相に直接報告している。CPIB は、PCA によってその権限が付与され、以下の権利を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被疑者、その家族、代理人及び金銭取引等の捜査</li> <li>● 証人に対する取調べ</li> <li>● 汚職事件捜査の過程で明らかになった逮捕可能な汚職行為以外の事件の捜査</li> </ul> <p>通商局（CAD）はシンガポール警察が管轄する部門であり、複雑な詐欺事件、ホワイトカラー犯罪、マネーロンダリング及びテロリストに対する融資について捜査している。</p> <p>検察庁の経済犯罪及びガバナンス部（EGD）は、訴追権限を有し、汚職犯罪を含むホワイトカラー犯罪及びその他経済犯罪一般の上訴について権限を有している。また、EGD は、金融サービス業界に対する規制執行、刑法に関する司法審査及び法廷侮辱罪について管轄している。EGD は執行機関である CPIB 及び CAD が収集した証拠を評価し、またアドバイスを発行しており、必要があれば、更なる捜査及び訴追を指示している。</p> <p>シンガポール通貨金融局（MAS）は、マネーロンダリング、テロリストに対する融資及び金融機関に関するガイドラインを発行している。MAS はこれらの事項について捜査することはできない。</p> <p>シンガポール政府は、あらゆる国内の公務員のために、シンガポール指示マニュアルを発行しており、それには、贈答品及び娯楽が許容される場合及び報告すべき場合が記載されている。</p>
	執行に関する問題	<p>PCA 及び刑法は個人及び法人について広く規定しているが、現在まで、シンガポールでは個人に対する訴追が重点的に執行されてきた。これは、法人の故意や動機を立証するのが困難であることが考えられる。これは法人が捜査されることの多いアメリカやイギリスのような国での傾向と対照的である。</p>
	最近の動き	<p>シンガポールの汚職行為と戦う強い姿勢は、最近注目を浴びた汚職事件（シンガポール国立大学の教授の「成績と引き換えに性行為（sex-for-grade）」事件（PP 対 Tey Tsun Hang）や前シンガポール民間防衛局長事件（PP 対 Peter Benedict Lim Sin Pang）を含む。）に対する有罪判決にも現れている。2013年7月、CPIB の副長官も汚職行為防止法で起訴された。</p> <p>また、CAD 及び CPIB は、最近、汚職行為及びその他経済犯罪で捜査された公務員の最近の事件に傾向があるかどうかについて研究している。</p> <p>検察局がシンガポールに訴追延期合意（DPA）の導入するメリットを研究していることが報じられている。DPA はその性質から法人に対して汚職や賄賂を禁止する法律の執行に有意であり、DPA が導入された場合、DPA は、シンガポールにおける法人の刑事責任の追及に対して重要な意味を有することになる。</p>

汚職行為防止に関する国際条約への参加	OECD 条約	参加
	UNCAC	署名: 2005 年 11 月 11 日 批准: 2009 年 11 月 6 日
最終更新		2013 年 12 月 20 日

地域		東南アジア
国		タイ王国
2013 CPI	ランク	102/177
	スコア	35
贈賄に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>タイでは、汚職行為防止に関する犯罪は、刑法（仏滅紀元 2449 年）、政府機関職員の犯罪に関する法律（仏滅紀元 2502 年、以下「政府職員法」という。）、汚職行為防止基本法（仏滅紀元 2542 年、以下「汚職行為防止法」という。）、公務員倫理規程の裁定に関する公務員任用委員会事務局規則（仏滅紀元 2537 年）、道徳倫理政策規程（仏滅紀元 2553 年）及び倫理基準に基づく政府関連機関の職員による財産その他利益の收受についての規定に関する国家汚職行為防止委員会事務局の通達（Notification of the Office of the National Counter Corruption Commission Concerning the Provisions of the Acceptance of Property or Any Other Benefits on Ethical Basis by State Official）（仏滅紀元 2543 年）を含む多数の法令等によって規定されている。原則として、賄賂の供与者、仲介者及び收受者は、刑事罰を科されうる。</p> <p><u>賄賂の供与</u>: 公務員に対し、不正に職務を行なわせること、職務を行なわせること又は職務を遅延させることを目的として、財産又は利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者には、以下の刑罰が科される（刑法第 144 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 5 年以下の拘禁及び／又は 10,000 バーツ以下の罰金</li> <li>• 裁判官、検察官及びその他事件に関わる公務員に対する贈賄は、7 年以下の拘禁又は 14,000 バーツ以下の罰金（刑法 167 条）</li> </ul> <p><u>賄賂の收受</u>: 公務員が、その作為又は職務の不作为と引き換えに、財産又は利益を要求し、又は收受し若しくは收受の約束をした場合には、以下の刑罰が科される（刑法 149 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 5 年以上 20 年以下の拘禁及び 20,000 バーツ以上 40,000 バーツ以下の罰金、又は死刑</li> </ul> <p>*贈賄が犯罪を構成するのは、公務員の作為又は不作为が当該公務員の法的義務に抵触する場合に限られる。他方、収賄は、公務員の作為又は不作为が当該公務員の法的義務に抵触するか否かにかかわらず、犯罪となる。</p> <p><u>法人の責任</u>: 賄賂の供与が、法人の代表者により、その権限の範囲内で、かつ、法人のために行われた場合には、法人は贈賄により刑法上罰せられる可能性がある。但し、法人に対しては罰金のみが科される（もっとも、代表者個人は、共同被告人として起訴され、拘禁刑が科されうる。）（タイ最高裁判所判決仏滅紀元 2506 年 787 号及び 788 号）。</p>
	外国公務員等に対する贈賄	<p>タイでは現在、外国政府や国際機関の職員等に対する贈賄は犯罪とされていない。タイの法制委員会は、外国公務員等に対する贈賄に関する規定を刑法に盛り込むよう改正を提案しており、また、タイ司法省も、特に外国での汚職行為に対処する新法の制定を提案している。しかし、現内閣（2011 年半ばに組閣）において、まだこれらの提案は審議されていない。</p>
	民間における贈賄	<p>タイでは現在、民間部門での贈賄は犯罪とされていない。しかし、贈賄が入札談合やその他不公正な取引方法に関して行なわれた場合、その他の法律（例えば、官庁に対する入札に関する犯罪法（仏滅紀元 2542 年）及び競争法（仏滅紀元 2542 年））によって起訴される可能性がある。</p>

定義	政府の従業員	<p>政府の職員は、汚職行為防止に関連する法令によって異なる定義がなされている。</p> <p>刑法：「公務員」とは、タイ政府から給与が支払われているか否かにかかわらず、行政機能を担うようタイ政府によって任命された者のことをいう（最高裁判所判決仏滅紀元 2490 年 700 号、仏滅紀元 2506 年 82 号乃至 86 号、仏滅紀元 2500 年 1397 号及び 1398 号）。過半数を国に保有されている企業の従業員は、「公務員」に該当する可能性がある。</p> <p>政府職員法：「政府関連機関の職員」とは、タイ政府によって資本の 50 パーセント超を保有されている機関、企業、機構その他事業体で働いている者を含む。</p> <p>汚職行為防止法：「公務に従事する者」とは、政治力を伴う地位を有する者、又は国営の企業又は機構において職務を執行する者のことをいう。</p>
	贈物（贈答、接待等）	<p>国家汚職行為防止委員会（以下「NACC」という。）が 2000 年に出した「3,000 タイバーツルール」によると、公務に従事する者は、親族以外の者から、形態を問わず（旅行や接待等を含む。）、3,000 バーツを超える金銭的価値を有する贈答品の收受を禁止される。公務に従事する者が、相手方との友好関係や親善関係を維持するために、3,000 バーツを超える贈答品を收受せざるをえないと考える場合は、かかる贈答品について上司に報告する義務を負い、報告を受けた上司は、贈答品を受け取って良いか否か、又は返還すべきか否かについての決定を行なうことになる。</p>
現状	執行機関	<p>NACC は、汚職犯罪を防止及び調査するために、1997 年憲法及び汚職行為防止法に基づいて設立された。NACC は、幅広い捜査権限を有しているが、犯罪を実際に起訴する権限ではなく、起訴するためには事件を検察官に送致しなければならない（但し、2011 年改正法によって、NACC の中に起訴部門を最終的には設立する旨の規定が置かれたようである。）。それと同時に、NACC は、問題となっている公務員の告発の可否を決定すべく、上院に対して報告をすることもできる。</p>
	執行に関する問題	<p>NACC の人材不足一改正前の汚職行為防止法においては、各調査委員会の議長は NACC の委員が務めることになっていたが、NACC の委員は 9 人しか存在しない。</p> <p>関係法令は制定されているものの（2003 年刑事事件における証人保護法）、内部告発者に対する保護が弱い。</p>
	最近の動き	<p>汚職行為防止法の改正又は新法の制定により外国公務員等に対する贈賄の規制を行うことに関する議論があったが、最近議論は進んでいない。</p> <p>汚職行為防止法の 2011 年改正法（2011 年 4 月に可決）では、地方汚職行為防止委員会（以下「PACCs」という。）の設置についても規定された。PACCs は、地方における NACC としての機能を有する。2012 年には、地方の汚職防止委員会のネットワークとなる約 200 人の地方公務員に対する研修コースが開催された。2013 年には、同様の研修コースが国家公務員に対して行われた。研修コースの目的は、ネットワークの構築及び地方政府において汚職行為が行われたときに PACCs に対する報告を推進することにある。</p> <p>2011 年の汚職行為防止法改正は、司法関係者を含む、国家当局と政府のプロジェクトに関して契約関係を有するいかなる者についても、毎年提出が要求される貸借対照表とは別に、当該プロジェクトについての収支報告書を歳入局（Revenue Department）提出することが要求される。</p>

汚職行為防止に関する国際条約への参加	OECD 条約	不参加
	UNCAC	署名: 2003 年 12 月 9 日 批准: 2011 年 3 月 1 日
最終更新		2013 年 11 月 26 日

地域		東南アジア
国		東ティモール
2013 CPI	ランク	119/177
	スコア	30
贈賄に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>汚職行為防止に関する条項は、刑法（2009 年法第 19 号、2009 年 4 月 8 日、2009 年法第 6 号、2009 年 7 月 15 日、2011 年法第 17 号、2011 年 12 月 28 日、2013 年法第 5 号、2013 年 9 月 11 日で改正）及び公務員法（2004 年法第 8 号、2004 年 6 月 16 日、2009 年法第 5 号、2009 年 7 月 15 日で改正）に規定されている。</p> <p>刑法は、公的部門における汚職行為防止及び関連事項（例：影響力下にある取引）に適用される様々な条項を規定している。とりわけ、刑法は、賄賂の供与・收受に関して以下のように規定している。</p> <p><u>賄賂の收受:</u></p> <p>第 292 条（不法な行為に対する賄賂の收受）</p> <p>第 292.1 条は、公務員が、自ら又は（当該公務員の同意・許可を得た）第三者を介して、自ら又は第三者のために、その権利もないのに、当該公務員の義務に反する行為又は不作為と引換えに、金銭的又は非金銭的利益の供与を申し込む若しくは收受する、又はその約束の申し込み若しくは約束をした場合には、不法な行為に対する賄賂の供与となると規定している。これは、当該申し込み又は收受の前に当該行為又は不作為が行われた場合でも同様である。当該行為に関与した公務員は、3 年以上 15 年以下の拘禁が科される。</p> <p>第 293 条（適法な行為に対する賄賂の收受）</p> <p>第 293.1 条は、自ら又は（当該公務員の同意・許可を得た）第三者を介して、自ら又は第三者のために、その権利もないのに、当該公務員の義務に反しない行為又は不作為と引換えに、金銭的又は非金銭的利益の供与を申し込む若しくは收受する、又はその約束の申し込み若しくは約束をした場合には、適法な行為に対する賄賂の供与となると規定している。これは、当該申し込み又は收受の前に当該行為又は不作為が行われた場合でも同様である。当該行為に関与した公務員は、3 年以下の拘禁又は罰金が科される。</p> <p>第 293.2 条は、第 293.1 条と同様の利益を、「当該公務員が公務を行う中で決定する審査中の事項を有していた、有している又は有する予定である者から」同様に申込み又は收受した公務員は同様の刑罰が科される旨規定している。</p> <p><u>賄賂の供与:</u></p> <p>第 294 条（賄賂の供与）</p> <p>ある者が、自ら又は（その同意・許可を得た）第三者を介して、公務員又は（公務員が知って）第三者に対して、当該公務員の義務に反する行為又は不作為と引き換えに、当該公務員がその権利を有しない金銭的又は非金銭的利益を供与又はその約束をすることは賄賂の供与となる。これは、当該供与又はその約束の前に当該行為又は不作為が行われた場合でも同様である。この場合、当該罪を犯した者は、3 年以上 10 年以下の拘禁が科される。当該行為又は不作為が公務員の義務に反しない場合、当該罪を犯した者は、2 年以下の拘禁又は罰金が科される。</p> <p>また、刑法は、前述の犯罪のいずれかを行った代理人が、政治的又は司法的機能を委託された者である場合、拘禁刑の上限が 3 分の 1 延長される。</p>
	外国公務員等に対する贈賄	刑法によると、外国公務員等は、国内公務員と同様の規制に服する。

	民間における贈賄	東ティモールの法律では、民間における影響力下の取引又は汚職行為に関する規定がない。
定義	政府の従業員	<p>刑法の上記の条項との関係では、「公務員」とは以下の者を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公務に従事する者</li> <li>● 公的サービスエージェント</li> <li>● 報酬を得て又は無報酬で、任意又は強制的に、公的又は司法的事務に含まれる行為を行い又はそれに参加するあらゆる者（一時的なものを含む。）</li> <li>● 外国の立法的、司法的、行政的機関での地位を有する外国の公務に従事する者、又は外国で公的機関又は国有企業を含む公務に就く者</li> </ul> <p>刑法第 302.2 条に基づき、汚職行為防止条項は、政治的機能、政府機能又は司法機能を委託された者にも適用される。</p> <p>公務員法第 3 条上は、公務に従事する者は、適用のある法律に従い、公的事務の永続的機能のために特定の義務及び権利の付与とともに、雇用又は選任された個人である。一方で、公的サービスエージェントは、公務に従事する者ではないが、典型的に公的な、しかし一時的ではない、機能を履行するために、特定の期間雇用された個人である。</p>
	贈物（贈答、接待等）	<p>東ティモール法では贈物について特定の定義は規定されておらず、金額についても規定もないが、法律は、一般的な原則について規定しており、それによると、公務員は、法律に規定された日割りの報酬のみ受け取ることができ、その公務を行うことに対していかなる追加の報酬又は対価も受け取ってはならない。</p> <p>また、公務に従事する者及び公的サービスエージェントは、それが当該公務に従事する者又は公的サービスエージェントの義務の履行に関連すると疑われる場合（すなわち、供与が当該公務に従事する者及び公的サービスエージェントの行為又は不作為に影響を及ぼす目的で行われると疑われる場合）、いかなる者からの贈答品又は土産品も受け取ることを禁じられている。</p>
現状	執行機関	執行手続は、裁判所で審理される前に、(i)検事局又は(ii)汚職防止委員会（2009年法第8号、2009年7月15日により設置された）によって開始される。
	執行に関する問題	<p>東ティモールにおいて、汚職行為防止に関する規則の執行についての問題が生じているとは認識していない。司法省及び検察局は数多くの注目を浴びる汚職行為関連犯罪について訴追してきた。</p> <p>政府は、汚職と戦う姿勢を見せてきた。もっとも注目すべきなのは、(i)汚職防止委員会の設置や(ii)EITIを完全に遵守したアジアでは最初の、世界では3番目の国であることである。</p>
	最近の動き	東ティモールでは、最近、(i)前司法大臣及び(ii)環境庁長官及びその2人の部下に対する汚職関連犯罪の告発があった。
汚職行為防止に関する国際条約への参加	OECD条約	不参加
	UNCAC	2008年12月10日（国会決議2008年第25号）
最終更新		2013年12月2日

地域		東南アジア
国		ベトナム社会主義共和国
2011 CPI	ランク	116/177
	スコア	31
贈賄に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>刑法が基幹人員、公務員及びその他あらゆる個人の行為を規律している。刑法は「地位に関連する犯罪」を規律する。当該犯罪の中には、とりわけ(i)特定の地位にある者に関連する「賄賂の收受」又は「不法な利益を得て公務の行使において地位及び権限を濫用すること」及び(ii)賄賂の供与者に関しては「賄賂の供与」が含まれる。</p> <p>一連の関連する法令を含む 2005 年汚職行為禁止法（2012 年 11 月 23 日付の汚職行為防止法改正法によって改正）（「汚職行為防止法」）は、基幹人員、公務員（場合によっては国の省庁を含む。）の行為を規律するものである。一般的に、基幹人員又は公務員は同法に規定される不適切な贈答品を收受することを禁じられており（又は当該公務員等が贈答品を拒否できない場合、所属する省庁に報告し、当該贈答品を提出しなければならない。）、「汚職行為」と定義される特定の行為を禁じられている。</p> <p>刑法が適用のある刑罰に重点を置いている一方、汚職行為防止法規制は、汚職行為を防止することに重点を置いている（すなわち、政府機関をどのように構成し、汚職行為を回避する予防的措置をとるよう機能させるか、個人と同様に国家当局に汚職行為を回避させるための原則及び義務等）。</p> <p>刑法及び 2005 年汚職行為防止法では、賄賂の供与、收受及び仲介が犯罪となり、以下の要件を満たしたものは以下の犯罪を犯したものとみなされる。</p> <p><u>賄賂の供与</u>: 刑法第 289 条によると、200 万ベトナムドン以上の価値のある賄賂を供与した者又は 200 万ベトナムドン未満であっても重大な結果を引き起こした、若しくは 2 回以上同様の行為をした者は、賄賂供与罪を犯したものとみなされる。明確には規定されていないが、（刑法第 279 条及び汚職行為防止法第 1 条第 3 項を解釈すると）賄賂は、政府又は公共機関において権限又は地位を有する者に対して供与されるものでなければならないと解釈される。刑法は「重大な結果」について明らかにしていない。</p> <p><u>賄賂の收受</u>: (1) 刑法第 279 条によると、收受者が権限又は地位を有し、その権限又は地位を利用し、(2) 200 万ベトナムドン以上の賄賂を收受し、又は 200 万ベトナムドン未満であっても重大な結果を引き起こした、若しくは懲罰が科されたことがある若しくは刑法上の特定の犯罪を犯した場合は、(3) 賄賂によって作為又は不作為を行ったときは犯罪となる。</p> <p><u>賄賂の仲介</u>: 賄賂が汚職行為に関連するときは、刑法により、賄賂を仲介した者が起訴されることがある。</p> <p>刑罰は、法人ではなく、特定の個人に対して科される。個人については、終身刑又は有期の拘禁、賄賂の価額の 5 倍を上限とする罰金、及び一定期間の特定の職務への従事の禁止が科される可能性がある。</p> <p>汚職行為防止法上は、「汚職行為」には、以下の行為が含まれる。</p> <p>(i)財産の横領、(ii)賄賂の受け取り、(iii) 特定の財産についての地位、権限の濫用、(iv)業務又は公務を履行する際に不法な利益を得て地位、権限を利用すること、(v)違法な国家権力の行使のために不法な利益を得て地位、権限を利用すること、(vi)不法な利益を得て業務又は公務を行わないこと、(vii)法令の違反者を不法な利益を得て隠蔽すること、(viii)不法な利益を得て検討、検査、監査、捜査、訴追、裁決又は判決の執行に際し、違法に妨害又は干渉すること。</p> <p><u>法人の責任</u>: 法人に対する刑事責任の規定はない。UNCAC の施行に関する主計画を公布する決定 445/2010/QD-TTg 号（決定第 445 号）第 1 条 II 2(b)項によると、ベトナム政府には「汚職行為の主体となる法的主体の定義を追加する」計</p>

		画があるようである。
	外国公務員等に対する贈賄	ベトナムには、外国公務員等に対する贈賄を特に禁止する国内法はない。汚職行為防止法は外国公務員等に対する贈賄に関して何ら言及していないが、外国公務員等に対する贈賄については汚職行為防止法の適用範囲外とするのが一般的理解である。政府は、UNCAC プランを実施すべく汚職行為防止法の改正に目下取り組んでいるものの、同法の適用範囲が外国公務員等にまで拡大されるかは不透明である。
	民間における贈賄	ベトナムには、民間部門での贈賄を特に禁止する国内法はない。政府機関内において権限を有する地位にある者に関連する贈賄が、刑事罰の対象となる。
定義	政府の従業員	汚職行為防止法第 1 条 3 項では、「権限及び／又は地位を有する者」には、（選出され又は任命されて就任した）基幹人員、（政府が給与を支払っている）公務員、軍人又は警察官、及び国有企業の役員又は管理職が含まれる。同法には、「権限を伴う任務及び職務を割り当てられた者」という包括条項も設けられている。
	贈物（贈答、接待等）	贈答品は広く定義され、金銭、財産その他重要な利益が含まれる。政府首相の決定 64/2007/QD-TTg 号は、国家予算が使用される機関、組織、部署並びに基幹人員及び公務員に適用される贈答品の供与、收受及び返礼に関する規則が規定されており、公務員が收受できる贈答の範囲に関するガイドラインを提供している。  收受を禁じられる贈答は、公務員の権限の下で運営され又は活動に従事する機関又は個人から、理由なく又は贈賄の意図を以て供与されるものとされている。  收受を許される贈答は、特定の休暇中又は特別な場合における 50 万ベトナムドン未満の価値のものとされている。
現状	執行機関	汚職行為防止法第 5 章第 1 部によると、汚職行為に関与したものの探知及び捜査を支援する関連する国家当局は以下のとおりである。  (i) 警察省 (Ministry of Police) 及び治安省 (Ministry of Public Security)（その業務及び権限の範囲内で、汚職関連犯罪の捜査を整理し、指示する責任を有する。）  (ii) 人民検察院 (People's Procuracy)（汚職関連犯罪の訴追を整理し、指示する責任を有する。）  加えて、以下の当局も関連する。  (i) 汚職行為防止運営委員会 (Steering Committee for Anti-Corruption)（2005 年汚職行為防止法により設置され、首相又は地方の人民委員会の委員長（当該委員会が中央又は地方レベルのいずれかであるかにより異なる。）が主宰する。その任務には、汚職行為防止活動の指示、調整、捜査及び加速化が含まれる。）  (ii) 政府監査局 (Government Inspectorate)（汚職行為の防止及び撲滅に関する法律の遵守についての捜査を整理、指示及び指導する責任を有する。汚職行為が発見された場合、所轄官庁又は組織に対してその対応を命令する。また、2011 年ベトナム汚職防止イニシアチブプログラムについて世界銀行と協働している。）  (iii) ベトナム国家監査委員会 (State Audit of Vietnam)（汚職行為の防止、探知及びその対処の調整を目的とした監査を組織化する責任を負う。）  政府監査局、治安省及び最高人民検察院は、それぞれ汚職行為防止法第 75 条に基づき汚職行為防止に特化した部門をもっている。

	<b>執行に関する問題</b>	<p>刑事罰は、200 万ベトナムドンを超える又は 200 万ベトナムドン未満であっても重大な結果を生じさせる贈賄のみに適用される。</p> <p>汚職行為への取組みを専門とする独立の機関が存在しない。汚職行為防止に特化した部門は中央当局又は地方当局の内部にあり、高位の政府職員の影響下にある。</p> <p>司法権は十分な独立性が担保されておらず、それ自体腐敗の可能性はある。</p> <p>内部告発制度が存在せず及び市民からの協力も得られていない。</p> <p>汚職行為防止に関する調査に協力したベトナム企業の約半数が、事業を行う上で公務員等への贈賄をせざるを得なかった経験があると述べている。</p>
	<b>最近の動き</b>	<p>2012 年 11 月 23 日付の汚職行為防止法改正法及び 2013 年 7 月 17 日付決定 78/2013/ND-CP 号（両者を併せて「改正法」という。）の二つの重要な法令が公布された。改正法は、汚職行為防止法の指針を示すものであり、以下の事項について重要な変更を導入するものである。</p> <p>(i) 各部門における情報、報告、主計画及び方針（建設投資計画の運営、国有企業の経営、及び農業及び地方開発を含む。）の発行</p> <p>(ii) 国家公務員及び従業員の資産及び収入についての透明性</p> <p>(iii) その構成員により汚職行為が行われたことを告発された場合の、その所属する機関、組織又は部門の長の義務</p>
<b>汚職行為防止に関する国際条約への参加</b>	<b>OECD 条約</b>	不参加
	<b>UNCAC</b>	<p>署名: 2003 年 12 月 10 日</p> <p>批准: 2009 年 6 月 30 日（留保付き）</p>
<b>最終更新</b>		2013 年 11 月 26 日

## ジョーンズ・デイ 各国の事務所

アーバイン  
アトランタ  
アムステルダム  
アル・コバール  
インド  
クリーブランド  
コロンバス  
サンディエゴ  
サンパウロ  
サンフランシスコ  
シカゴ  
ジッダ  
シドニー  
シリコンバレー  
シンガポール  
ダラス  
デュッセルドルフ  
ドバイ  
ニューヨーク  
パース  
パリ  
ピッツバーグ  
ヒューストン  
フランクフルト  
ブリュッセル  
ボストン  
マイアミ  
マドリード  
ミュンヘン  
ミラノ  
メキシコシティ  
モスクワ  
リヤド  
ロサンゼルス  
ロンドン  
ワシントン  
上海  
北京  
台北  
東京  
香港